

大和市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 0 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 5 2 号

大和市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 6 年大和市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項ただし書中「第 1 号又は第 2 号に掲げる」を「当該」に改め、「公簿」の次に「等」を加える。

第 1 1 条ただし書中「第 1 号又は第 2 号に掲げる書類の」を「当該書類の」に改め、同条第 3 号ア中「領収書」の次に「その他の葬儀に要した費用を確認できる書類」を、「会葬礼状」の次に「その他の葬儀を行った事実を証明する書類」を加え、同号イ中「領収書」の次に「その他の火葬に要した費用を確認できる書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。